上北療護園　虐待防止対応の概要

1．利用者又はその家族等からの虐待通報に対応する窓口（連絡先）、虐待防止責任者、虐待防止受付担当者、第三者委員 の設置

利用者に対する虐待防止と利用者の権利擁護のため、サービスの迅速な改善を図り、健全な支援を提供することを目的とし、下記のとおり対応する窓口、虐待防止責任者、虐待防止担当者、第三者委員を設置する。

①対応窓口	電話 0176-56-5415 ／ FAX 0176-56-5417
②虐待防止責任者	園　長
③虐待防止受付担当者	施設支援課長

2．改善（解決）の手順

利用者又は家族等からの通報（口頭、文書、電話等）

↓

虐待の受付、内容の確認（虐待防止受付担当者）

↓

虐待内容の報告（虐待防止責任者）

↓

虐待防止委員会による通報内容の確認 → → → **職員による虐待の疑いがない場合**

↓

職員による虐待が疑われる場合

↓

虐待を受けたと思われる利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報

↓

市町村または都道府県による調査
（事実を確認するために利用者やその家族、施設関係者等からの聞き取りなど）

↓

市町村または都道府県による改善指導等の実施（虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止のための委員会の設置などの指導を受け、対応等の改善をする）

↓

☆県による公表～障害者虐の待防止に向けた取り組みに反映していくことを目的とし、障害者虐待を行った障害者福祉施設・障害福祉サービス事業者名が公表される

第三者委員	
森川 隆治	電話: 0176-56-4794
蛯 名　勉	電話: 0176-56-4519
相 馬　明	電話: 0176-56-2180

↓

・通報者又は当事者、虐待防止責任者、関係職種により話し合い。

・必要であれば、第三者委員を加えての話し合いをする。（記録作成）

↓

解決困難な場合は、青森県社会福祉協議会「運営適正化委員会」を紹介する。
【連絡先】電話：017-731-3039
FAX：017-731-3098

※障害者福祉施設名等を公表することは、これらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではない。

※指導に従わない場合には、社会福祉法及び障害者自立支援法に基づく勧告・命令、指定の取消しなどの処分が行われることがある。